

平成26年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成26年12月19日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について
議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について
陳情第8号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
陳情第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情
陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情
陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情
陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情
陳情第13号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情
陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情
陳情第15号 創業支援強化についての陳情
- 日程第2 公共施設あり方検討特別委員会の報告について
- 日程第3 意見案第8号 労働者の安定的な雇用の確保及び処遇の改善についての意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 長谷川 広 昌
3番 柳 沢 英 希
5番 柴 田 耕 一
7番 杉 浦 辰 夫
9番 北 川 広 人
11番 鷲 見 宗 重
13番 磯 貝 正 隆
15番 小 嶋 克 文

2番 黒 川 美 克
4番 浅 岡 保 夫
6番 幸 前 信 雄
8番 杉 浦 敏 和
10番 鈴 木 勝 彦
12番 内 藤 とし子
14番 内 藤 皓 嗣
16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司

文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の報告をさせていただきます。

去る12月11日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された一般議案3件、補正予算5件、議員提出議案1件、陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、委員より、対象企業に対し制度の周知方法についての問いに、来年早々、年始の挨拶を兼ね、企業訪問を実施し、PRを行っていききたいとの答弁でした。

同委員より、緑地率の緩和について県内実施市についての問いに、県内の実施市は、稲沢市、津島市、知多市、大府市、名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊川市、岡崎市、碧南市の10市との答弁でした。

他の委員より、工場立地法が制定された背景はとの問いに、昭和49年、高度成長の時代において、公害問題、工場乱立などによる社会情勢の中で、住環境の整備を担保するといったことで規制が設けられ、今日に及んでいるとの答弁でした。

同委員より、地球温暖化の対策も急がれている折、緑地の緩和はどうか、対象企業にはアンケートをされたということだが、市民にも意見を聞くことが大切と思うがとの問いに、工場立地法が制定された当時とは、今や企業の環境に関する技術や姿勢は大幅に進歩している。また、今回規制緩和を行う工業専用地域については、住居と一体となっているところではないことから、市民に対しアンケートなどは行っていませんが、今後、規制緩和により工業専用地域の緑地部分が減ることが考えられるので、内陸部に県の補助をいただきながら緑地をふやしていきたいとの答弁でした。

同委員より、敷地面積9,000平米以上、建築面積3,000平米以上ということだが、どういった見解かとの問いに、工業専用地域は、店舗、ホテル、学校等住居系の建物ができない区域という背景も踏まえた考え方との答弁。

同委員より、工業専用地域で住宅等は建たないということだが、昔の話ではあるが、四日市ぜんそく等、大気汚染問題等でこうした規制ができたと思うがとの問いに、緑があっても大気汚染がなくなるわけではないが、そういった部分については企業のほうで規則、基準に基づいた環境的な機能を配備していただく必要がある、重要なことと考えているとの答弁でした。

議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、本案に対し修正案が提出されたので、提出者の説明を求めたところ、修正内容は、12月9日開催の本会議において、議案第60号の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正が否決されたことに伴い、議会費、議員期末手当128万2,000円を減額する修正案とのこと。この修正案

は、総務建設委員会に提出されたものであります。採決の結果、挙手全員により可決されましたので、修正案を議長に提出するものであります。

議案第62号の原案について、委員より、農業委員会費の農地基本台帳整備委託料について、概要と補正予算計上経緯についての問いに、農家台帳を整備するシステムの構築と地図を含めた農地データ処理を委託するもので、平成26年4月、農地法の改正により農地台帳が法制化され、農地台帳及び地図を作成し公表することとされたためとの答弁でした。

同委員より、補正予算に計上した理由はとの問いに、今回の改正では、平成27年4月1日より農地台帳及び地図を公表することが義務づけられたことと、今年度限りとなる県補助金の交付対象事業であるとの答弁でした。

同委員より、補助率はとの問いに、補助率10分の10との答弁。

他の委員より、防犯灯施設整備工事費について、何基分の工事費かとの問いに、道路照明灯点検の結果により、ポール等の腐食等で倒れる危険性の高い8本分との答弁。

他の委員より、道路の防犯灯だけの点検か、体育施設、駐車場等、市が管理する防犯灯もあわせて点検されたかとの問いに、今回点検した照明については、道路に設置されている附属物のみの点検との答弁。

同委員より、他施設の点検はとの問いに、各施設については、所管のグループでそれぞれの考えで行っていると思うとの答弁。

同委員より、一括管理とか、また、一覧表になっていれば、しっかり点検、修繕ができるかとの問いに、各施設でそれぞれ必要に応じて設置管理されている中で、今のところ照明灯に限って統一して管理する考えは持っていないとの答弁でした。

他の委員より、財政当局としての債務負担行為の追加や変更に対する対策、方針はとの問いに、今後も債務負担行為の限度額の管理については適正に行うよう、予算編成説明会、予算執行説明会等を通じ、注意喚起、周知徹底を行っていくとの答弁でした。

議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より、データヘルス計画策定業務委託料をこの時期に補正で計上した理由はとの問いに、国からデータヘルス計画手引き、計画策定に係る資料などの提供が今年度に入ってからであり、その後、研究、検討を行う中で、より成果のある計画とするためには専門的な分析、見解等が必要であるとの判断から予算計上し、年度末までに策定したいとの答弁でした。

同委員より、年度末までに策定ということだが、大丈夫かとの問いに、アイ・キューブ、国保連合会等のデータを活用することから、年度末までに策定したいと思っているとの答弁でした。

議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、委員より、汚水施設建設事業について、舗装工事を行うとのことだが、工事場所、工期はとの問いに、都計道路吉浜棚尾線と県道西尾知多線の交差点部分と、都計道路吉浜棚尾線の歩道の舗装復旧工

事で、工期は2月初旬から3月末を考えているとの答弁でした。

議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、委員より、借入金の利子償還金の確定、元金の償還額確定による補正とのことだが、理由はとの問いに、借入金の利子償還金については、例年12月借り入れで償還額を予算計上しているが、今年度3月25日に借り入れしたので、約3カ月分減額をするものです。元金の償還については据置期間がない条件のほうが据置期間分の利息償還額が軽減できることに加え、利率が0.2%低く借り入れることが判明したことから、据置期間がない条件での借り入れを行ったことから、償還金の増額補正をさせていただき、経費節減に努めるものとの答弁でした。

議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について、委員より、この条例に関連する規則等についての問いに、高浜市三州瓦屋根工事奨励補助金交付規則が該当するとの答弁でした。

陳情第8号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、本市では、平成23年度から愛知県西三河地方税滞納整理機構に参加しており、処理困難事案の滞納整理を実施することができたこと、徴収のノウハウを学び、徴収技術の向上につながっていること、ノウハウを派遣後においても同僚の職員と共有でき、技術の向上につながっていること等、職員の資質向上にもつながっていることから、この陳情には反対であるとの意見。

他の委員より、愛知県地方税滞納整理機構については、税の徴収に一定の効果を上げていること、減免制度を拡充し、払える保険税に引き下げてくださいとあるが、このことについては理解できないので、この陳情には反対であるとの意見。

他の委員より、県下で3番目に高い保険料を支払っていること、以下陳情趣旨及び陳情項目、その他全てに賛成できることから、賛成との意見。

他の委員から、福祉施策の充実において理解できる部分もあるが、全体的に偏りがあったり違和感を覚える表現等もあることから、この陳情には反対との意見。

陳情第13号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保についてということは、公平性を考えますと優先は難しいと考えますので、この陳情には趣旨採択との意見。

他の委員より、商工会は支援していくべきと考えるが、今御意見があったように公平性という点から商工会を優先することはいかなるものかと考え、この陳情には趣旨採択との意見。

他の委員より、官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保については、公平性に欠けると考えますので、この陳情には趣旨採択との意見。

他の委員より、商工会は地域経済活性化等に大きく貢献しているが、商工会員を優先した受注

機会の確保・拡大など特段の配慮を要望している。このことは公平性を欠くことになると考え、この陳情には趣旨採択との意見。

陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、この商工会の要望については十分理解できるし、商工会員も含む地元中小規模企業のためにということであるから、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、地域活性化のためにしっかり頑張っていただきたいという期待をさせていただき、できる範囲で最大限支援する必要があると考え、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、企業誘致の補助金を出して無理に誘致しても、すぐに撤退してしまうというおそれもありますが、商工会の活動は評価していますので、この陳情には趣旨採択との意見。

他の委員より、市内業者の支援、地域経済の活性化は重要と考えますので、この陳情には賛成との意見。

陳情第15号 創業支援強化についての陳情について、たかはま経営塾に対する助成、高浜市創業支援資金の利子補給、高浜市空き店舗活用創業支援事業補助金などは、高浜市商工会とともに進めてきたことから、こういった創業支援施策は、地域の活性化に向けて継続実施していくことは必要不可欠と考えるので、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、本市が実施してきた創業支援では着実に成果が出ているようです。今後も引き続き支援をしていくべきと考えますので、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、産業競争力強化法の中の創業支援制度ですので、労働法制への規制緩和を盛り込まれるおそれがあると思われるので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、地域活性化のため創業支援の継続は必要と考えますので、この陳情には賛成との意見。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第56号は、挙手全員により原案可決。

議案第57号は、挙手多数により原案可決。

議案第58号は、挙手全員により原案可決。

議案第62号修正部分を除く原案については、挙手全員により可決。

議案第63号は、挙手多数により原案可決。

議案第64号は、挙手全員により原案可決。

議案第66号は、挙手全員により原案可決。

議案第67号は、挙手全員により原案可決。

議案第68号は、挙手全員により原案可決。

陳情第8号は、挙手少数により不採択。

陳情第13号は、挙手全員により趣旨採択。

陳情第14号は、挙手多数により採択。

陳情第15号は、挙手多数により採択。

以上が、総務建設委員会に付託された議案、陳情に対する審査の経緯と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柳沢英希議員。

柳沢英希議員。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 登壇〕

○福祉文教委員長（柳沢英希） 御指名をいただきましたので、去る12月12日午前10時より、委員全員及び市長を初め関係職員出席のもと開会されました福祉文教委員会において、付託された議案4件と陳情4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について、委員より、町内会の参画を要件としている理由について、町内会の方々からの意見等への問いに対し、当局より、まちづくり協議会と町内会との関係についての質問があり、まちづくり協議会における町内会の役割や対等な関係であること。また、町内会の参加なくしては市の認定を受けられないということを説明いたしましたとの答弁。

同委員より、市長から認定されることでのまちづくり協議会への影響や効果への問いに対し、当局より、運営や活動の内容に急激な変化はもたらさないが、自治基本条例に設置根拠を持った正式な公共的団体として位置づけられ、役割の明確化、運営面での民主性や透明性の確保が担保されるとの答弁。

同委員より、認定取り消しの場合どのようなケースが想定されるかの問いに対し、当局より、認定要件のいずれかに該当しなくなった場合や、活動の制限に抵触する活動を行い、行政の助言、指導があっても改善しない場合、取り消す可能性もある。また、今後規則において別に定めていく予定であるとの答弁。

同委員より、1つの町内会でも参加しないという場合はの問いに対し、当局より、小学校区全ての町内会が参画することが要件となるので、そのようなことにならないよう町内会にはしっかりと説明し、参画いただけるよう支援を行っていくとの答弁。

他の委員より、町内会にはそれぞれ規約があるが、町内会へもまちづくり協議会へ協力するよう努めるといった文言を入れていただくとか考えてみえるのか、町内会とはしっかりと話をされ

ているのかの問いに対し、当局より、まだそこまで具体的にお願いはしていないが、今後しっかり協議をしながら話をしてまいりますとの答弁。

同委員より、町内会の参画はどこまでのことを想定してみえるのかの問いに対し、当局より、参画とは事業の立案から実行といった意思形成にかかわることと考えており、総会や理事会といった場面において参画いただくと考えておりますとの答弁。

同委員より、町内会は役員が毎年かわっていくので、かわってから私は協力しないといったようなことがないように、まちづくり協議会の歴史観を町内会の方々にいかに伝えていくかということが重要と考えるがの問いに対し、当局より、そのようなことにならないよう、町内会へもしっかり御説明させていただき、御理解いただけるよう努力してまいりますとの答弁。

他の委員より、市とまちづくり協議会は互いに補完し合いながらとあるが、地域からの提案だけでなく、行政からも何か具体的に地域に取り組んでいただきたいテーマなどはあるのかの問いに対し、当局より、防災の関係や災害時の要援護者の問題、また認知症対策などがある。まち協サミットやいろんなところを通じて協議を進めてまいりますとの答弁。

他の委員より、まちづくり協議会はもともと地域の困り事や課題を自分たちで解決していく、行政のサポートではなく、行政がどうサポートしていくかという考え方で間違いないかの問いに対し、当局より、その考えは間違っておりません。ただ、行政サービスは地域の課題とつながっているため、課題と思われる部分の提示はさせていただくが、判断するのは地域であって、無理やりやってほしいとは思ってはいない。基本は自発的に自主的にやっていただくことであるとの答弁。

次に、議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、こちらは委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、病院施設設備整備費で4,205万円計上されているが、金額がこれより安くおさまった場合はの問いに対し、当局より、実際にかかった金額の7割という負担割合は変わらないが、実際にかかった費用が下回れば、その分は精算させていただくことを考えているとの答弁。

次に、議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、陳情第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、生活保護の欄で、弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてくださいとあるが、申請に来られる方が過度に権利を行使し、暴力沙汰に及ぶことも全国で報道されている。それを踏まえ、高浜市としても補正予算を組んで警察OBの方に窓口のほうへ危害が及ばないように配備させていただいた経緯もある。生活保護の窓口担当者がきちんとした仕事ができるように、また配置をやめて担当者に身の危険が及び、そこで不正な受け

付け等実施される可能性が想定できる。よって、この陳情に対しては反対。

他の委員より、義務教育は無償の立場から学校の給食費を無償にしてくださいという文言があるが、義務教育の無償については憲法第26条第2項に規定されているが、無償についての見解は教科書国庫負担請求事件によって最高裁判例が出ており、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならぬことを定めたものと解することはできない、このようにあります。したがって、給食費の無料化、無償までを踏み込んだものとは思えませんので、この陳情には反対。

他の委員より、安心できる介護保障について、基盤整備のところで、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅にふやし、待機者を早急に解消してくださいとあるが、高浜市でも待機者が見えるが、いろいろな施設等もつくっており、大幅にふやすことは財政的にも非常に難しいので反対。

他の委員より、生活保護や介護保険についても厚生労働省の基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてくださいとあり、これは、よその自治体ではやっているところが結構ある。ぜひやっていただきたい。それから地域包括ケアを含む新しい総合事業について、要支援者の訪問介護、通所介護については、専門的サービスを保障し、後退させないでくださいとあり、今後、サービスが自治体に移ってきて非常に厳しくなってきますので、この文言も大事だと思う。それから子育て支援について、妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる制度にしてくださいとある。これも必要なことだと思うので賛成。

次に、陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、委員より、医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすことと人員増を求めているが、本来求められているところは、医療に携わる人材の定着とその育成であり、現に就業している医療スタッフの定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策を進めることが大切と考えるので、大幅増員のみ視点に置いたこの陳情には反対。

他の委員より、国民の自己負担を減らしとあるが、当然これは利用者の自己負担が減れば、当然収入が減収となる。ところが、②の医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこととあり、ちょっと矛盾に感じますので反対。

他の委員より、同じくこの項目が矛盾すると思いますので、反対。

他の委員より、日本医労連が調べた労働実態調査に、慢性疲労、やめたいと思う、医療の提供についても十分な看護ができない、ミス・ニアミスの経験がある、これらの状況が前回の調査から改善されていないことも明らかになっていると載っている。それと医師をふやすことが問題だという話が出たが、医師は外国と比べても大変日本の医師は少なく、ずっと減らされていますので、この陳情には賛成。

次に、陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情について、委員より、介護職の処遇改

善について、国は介護報酬の改定などにさまざまな取り組みを行ってきており、徐々にその成果もあらわれてきていると認識しています。本来、介護職を含めた介護従事者の処遇改善を含む労働条件の決定については、労使間の自立的な話し合いのもと決定されるべきものであるので、この陳情には反対。

他の委員より、陳情項目に抜本的な改善とあるが、平成21年度介護報酬改定においてプラス3.0%の介護報酬改定を行っており、また21年度第1次補正予算において、23年度までの間、介護職員1人当たりの平均月額1.5万円の賃上げに相当する介護職員処遇改善交付金により介護職員の処遇改善にも取り組んでおります。また、平成24年度介護報酬改定においてもプラス1.2%の改定を行っております。したがって、今後の経過を見守っていくということで、この陳情には反対。

他の委員より、介護保険の改正のときにも介護従事者の待遇は改善しており、いろいろと処遇のことについてもやっておりますので、保険料や利用料に転嫁せず国費で行うということは、国の財政のこともあり、この陳情には反対。

他の委員より、介護労働者の平均賃金は全労働者の平均よりも9万円も低い状況となっている。こういう状況では、なかなか介護や障がい者の福祉の状況がよくなっていかないと思いますので、この陳情には賛成。

次に、陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情について、委員より、大幅に増員するだけでなく、現に就業している医師や看護師、介護職員の定着促進や離職防止に重点を置いた対策を進めることも大切です。また、ハローワークの連携や短時間正社員制度の活用など、確保の支援策から始めることも必要であり、大幅増員のみに着目したこの陳情には反対。

他の委員より、確かに看護師の需要数が平成27年には約7万4,700人に達する。供給数も、平成27年において約7万3,900人しかない。これを15万人ということでは2倍です。この15万人体制の実現は余りにもかけ離れた数ですので、実現を無視したような陳情でございますので、反対。

他の委員より、需要、供給のバランスがありますので、この陳情には反対。

他の委員より、愛知県議会が「2014年7月、看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出しています」と載っている。今、看護師さんは以前のように3交代でなく2交代でやっている病院もたくさんある。だから人数が減らされているということもあると思う。看護師さんたちには大変厳しい状況で仕事をいただいていますので、この陳情には賛成との意見がございました。

なお、本員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第59号、議案第61号は、挙手全員により原案可決。

議案第62号は、挙手多数により原案可決。

議案第65号は、挙手全員により原案可決されました。

陳情第9号、10号、11号、12号は、挙手少数により不採択となりました。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） おはようございます。日本共産党を代表して議案第57号、第62号について反対討論を行います。

議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、工場等を新設、変更する場合、敷地面積に対する緑地面積の割合を国が定める基準、20%から5%に、環境施設面積25%を10%にするなど緩和する条例を制定するものです。

そもそも、大型工場に緑地面積率を規制した背景には、昭和40年代の公害反対闘争で企業の社会的責任を認めさせた国民的運動があります。かつて、臨海コンビナートによる激しい産業公害で、その地域の住民の命が奪われ、健康が破壊された歴史を持っています。このことから、規制を緩和し、緑地面積を減少させるやり方は到底納得できるものではありません。今日の地球温暖化という世界的、地球的問題の中で、日本の企業はこの伝統を受け継ぎ、地球に優しい環境づくりにしっかり貢献しなければならないのではないのでしょうか。

工場の緑化がもたらす効能は景観だけでなく、従業員のリラックス効果、視力疲労の回復なども認められています。屋上緑化、壁面緑化でヒートアイランド現象対策、節電対策としても大きく注目されています。また、対象となる工場は製造業、電気、ガス、熱供給業で、敷地が9,000平方メートル以上または建設面積が3,000平方メートル以上の工場で、いわゆる零細企業ではありません。企業責任を果たすことができるレベルの工場だと考えます。

審議の中で、工業専用地の部分の緑地が減るので、県の補助をいただきながら内陸部で緑地をふやしていきたいとの答弁がありました。県に補助をもらいながら市の税金を使うということになります。基準がそのままならば、そのような配慮は要らないと考えます。また、市民に対してアンケートをしていないということも審議の過程で明らかになっていますが、一般に公害は市民

に害が及ぶわけですから、市民の意見をよく聞いて制定すべきだったと考えます。

以上、反対の意見を述べて第57号の討論を終わります。

次に、議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算について反対討論を行います。

歳出において、4款衛生費、1項保健衛生費、3目医療対策推進費の地域医療振興事業、補助金として病院施設設備整備費補助金は、刈谷豊田総合病院高浜分院の施設設備の老朽化が目立つようになり、電気設備、空調設備、排水衛生設備、中央監視制御装置の改修に伴い、整備費の7割を補助し、2,943万5,000円計上するものです。市民病院を豊田会に無償譲渡したもので、その協定で大規模な改修をする場合、その都度協議するものとしているとのことです。しかも、協定では病院建てかえ、または改修の補助として20億円をうたっています。協定書自体にも問題があると思います。

今回の整備費の費用は医療法人豊田会が自主的に行うもので、豊田会が業者から見積もった数字が4,205万円ですとの答弁があります。豊田会が決めた数字に基づいた金額であり、業者についても豊田会が選ぶということは、豊田会の言いなりで決められていると言わざるを得ません。補助の対象としては根拠が薄いと考えるので、この部分については賛成できません。

以上、討論を終わります。

[11番 鷺見宗重 降壇]

○議長（磯貝正隆） 次に、9番、北川広人議員。

[9番 北川広人 登壇]

○9番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

この9月定例会において、私は現在の高浜市における産業空洞化や既存企業の設備投資などを促す支援策等について一般質問をさせていただきました。その場での行政とのやりとりから、早くも本定例会にこの条例を上程というところに対しまして、取り組みをいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げます。

また、我々市政クラブは、11月に平成27年度予算編成に当たり、吉岡市長に政策提言をさせていただきました。その中において、第6次高浜市総合計画中期基本計画に沿った形で都市計画マスタープランの実現に向け、東部及び北部地区の工業用地確保に全力で取り組み、企業の市外流出防止には具体的な施策を打ち出し、優良企業誘致やコミュニティービジネスの創業支援等を最優先課題と捉え、産業の活性化を進め、雇用と財政の安定を図れと提言させていただいたところでもあります。

この議案は、まさに産業の活性化や雇用機会を拡大する観点から、市内の企業の流出を防止することや、市内の企業が再投資しやすい環境を整備するなど、市内で操業を継続できる環境づく

りを進めるためのものと判断をしております。

行政においては、議案上程までの間に、現在、高浜市の工業専用地域内において操業され、工場立地法に基づく届出書を提出されている企業に対してアンケートを実施され、工場緑化に対する見解や緑地面積率の緩和に関する意向もしっかりと調査をされております。お聞きした調査結果においても、全ての企業が緑地等の確保が企業活動において負担になっている、また、緑地面積率等の緩和は必要である、さらには、緑地面積率等が緩和された場合、全ての企業が土地利用を検討すると回答され、そのニーズは明らかであります。

一方、企業からは、その際に工場の生産設備や敷地全体からのCO₂排出の削減、地域における環境活動への実践との回答もされており、環境に対して十分に配慮されることが見込まれると考えられます。

さらに、一定ルールづくりは必要だと思いますが、工業地域や準工業地域の規制の緩和等も早急に御検討いただいた上で、実現に向けていただくことも重ねてお願いをするものであります。そして、安定税収のかなめとなる企業繁栄に対する支援施策を実施して、まちづくりの中で最も重要な要件の一つである市内に働く場所があるという雇用の拡大を含め、高浜市の活性化を進めていただきたいと思います。

以上の観点から、本議案は企業活動の促進、産業空洞化の防止を図ることができ、高浜市の産業の活性化や雇用機会の拡大につながることを期待できることから、賛成とさせていただきます。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）及び修正案をも含めまして、市政クラブを代表して賛成の立場にて討論させていただきます。

今回の補正では、特に病院関係の面にて述べたいと思いますが、4款衛生費、1項保健衛生費、3目医療対策推進費として、病院施設設備整備費補助金2,943万5,000円が計上されています。これは、刈谷豊田総合病院高浜分院の電気、空調、排水衛生設備といった建物の附帯設備を更新するための費用の一部を財政支援するための予算であると伺いました。

さて、高浜分院は、平成21年4月に医療法人豊田会へ民間移譲したわけですが、病院の北の建物については、昭和59年10月の竣工から既に30年が経過しております。病院は入院患者を抱え、24時間365日、休みなく稼働しているため、電気、空調といった附帯設備の寿命も短いと伺っております。とうとい人命を預かる施設であり、万が一の事態に陥らないためにも、今回の更新はやむを得ないと考えております。

また、病院の建物は豊田会の持ち物になっているとはいえ、民営化されている段階で施設の老

朽化はかなり進んでおり、近い将来に大規模な改修工事が必要になることは明らかでした。したがって、施設改修費用を豊田会のみを求めるのではなく、高浜市も補助金として負担することも理解できます。

次に、附帯設備更新のための費用につきましても、協定書の規定にのっとった協議を実施し、病院を使用していた年数を勘案した結果、高浜市が7割、豊田会が3割というものうなずけます。

高齢化が急速に進む中で、医療ニーズはより一層高まることが予測されているとともに、いつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためには、医療と介護の結びつきをさらに深めなければなりません。市内で唯一のベッドを持った病院を維持し、この地域の医療を支えていただくためにも、今回の補正予算は妥当であると判断し、賛成討論とさせていただきます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、賛成の立場から討論を行います。

陳情第8号、陳情第9号について、本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会代表、森谷光夫さんから出されたものです。

陳情第10号、第11号、第12号については、名古屋市沢下町9番3号、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長、西野ルミ子さんより出された陳情です。

陳情第8号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情と第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情について、同趣旨の陳情ですので、関連上一括して討論を行います。本陳情は、地方自治体の基本的なあり方として社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るために要望するものです。

安倍内閣は、企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化を目指し、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉などの分野を営利企業の市場として開放するものです。人口急減・超高齢化の克服の名のもとで、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は自助・自立のための環境整備、自然増も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく流れです。

その中で、社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るために要望しているもので、私どもが予算要望している内容と同じであり、切実な要望の実現を求める陳情です。委員会の審査で出された反対意見として、愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることを踏まえて機構に税の徴収事務を移管しないなどであるが、委員より、一定の効果を上げているからという意見がありましたが、機構は任意の組織であり、基本的に自治体が顔の見える市民の状態をつかんで仕事をするべきです。

国保の保険料は、県下3番目に高い状態であり、払いたくても払えない保険料を引き下げることと、都道府県単位化が計画されていますが、市民の意見が届かなくなる懸念があり、都道府県

単位化は中止すべきです。

また、義務教育は無償の立場から給食費を無償にしてとあるが、憲法の無償の見解については、最高裁の判例で授業料や教科書などとなっているので反対と言われましたが、給食費未納で給食が食べられない子供がいないよう、給食費についても補助を出すなど引き下げが必要で、自治体によっては補助や無償などの施策に取り組んでいます。

介護保険料について、厚生労働省の基準よりも多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてとありますが、最高保険料は800万円の収入でも1,000万円の収入でも頭打ちであり、応能負担になっていないと考えるので、応能負担に近づけるこの陳情には賛成します。

陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情。本陳情は、医師・看護師・介護職員の人員増を求める陳情です。

委員より、本来求められるのは、医療に携わる人材の定着とその育成で、現に就業している医療スタッフの定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策を求めることが大切で反対と意見がありました。日本医労連が調べた労働実態調査では、慢性疲労、やめたいと考えたことがある、医療の提供について十分な介護ができない、ニアミスの経験があるなど、これらの状況が前回の調査から改善されていないことが明らかになっている、医師も外国と比べて非常に少ないので、医師や看護師、介護職員など人をふやすことが一番重要と考え賛成。

陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情。本陳情は、全労働者の平均より介護労働者の平均賃金は9万円も低い状況となっていることから、介護従事者の処遇改善を求めています。

委員会の質疑で反対意見として、介護従事者の処遇改善を含む労働条件の決定については、労使間の自立的な話し合いのもと決定されるものと言われました。また、平成21年度に介護報酬改定においてプラス3%の改定、24年度にも改定を行っているからという意見がありましたが、改定を行っても9万円も平均賃金で差があるのはなぜでしょうか。介護報酬が低いことのあらわれではないでしょうか。介護報酬が低いままでは、よりよい介護はできません。適正な賃金にすべきです。

陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情。本陳情は、愛知県内の医師・看護師・介護職員などの人手不足が深刻です。愛知県の平成23年の介護職員数は、受給数と供給数に対し、人口10万人対比で全国42位と少ない実態にあることから、愛知県議会は2014年7月、介護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出しています。

反対意見として、現に就業している医師や看護師、介護職員の定着促進や離職防止に重点を置いた対策を進めることが大切で、大幅増員のみに着目した陳情には反対とか、看護師の需要数、供給数から考えると実現を無視した陳情で反対などと意見がありましたが、人口10万人対比で全国で42位という数字から見ても、医師・看護師・介護職員の数が足りないことをあらわしているのではないのでしょうか。

以前のように3交代制ではなく2交代制の職場も多く、職員はそれだけ厳しい労働をしているわけです。働く人たちの労働条件がよくならなければ、よい治療や看護は望めません。看護職員15万人体制などの実現を求める陳情に賛成し、討論を終わります。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時9分再開

○議長（磯貝正隆） それではおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、陳情第8号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に対して、市政クラブを代表し、反対の立場で討論させていただきます。

まず1点目に、滞納整理機構へ税の徴収事務を移管しないでと書かれておりますが、市町村税の収入未済額の縮減を図るものであり、平成25年度までの段階で愛知県内の48市町村が参加をしており、約50億円以上ある滞納額の半分以上を3年連続で徴収ができております。職員の徴収事務の技術向上にもつながっており、また、真面目に納税の義務を果たしてみえる方々に対し、公平性を保つためのものでもあり、納めていただいた税によって市民サービスは行われているということを考えれば、資産があっても払わないといった逃げ得を認めていいとは決して言えるものではありません。

先ほど、顔の見える市民の状態を知ってとありましたが、一例ではありますが、納税できない原因が闇金等への過払いであったという方に、職員が債務整理の手続を一緒に行い、戻ってきた過払い金で滞納分を払い、おつりまで来たということで、職員へ感謝をしているといった例もあります。

また、後期高齢者医療対象者の医療費負担ですが、高浜市単独で独居高齢者で住民税非課税世帯に対して、後期高齢者福祉医療費助成制度の対象として拡大し、医療費の負担を軽減しております。

そして、子供の医療費の18歳年度末まで医療費無料というものですが、何をもって18歳年度末なのか、19歳の子はどうなるのか。例えば、就労という観点からしても16歳から社会に出る方もいます。まず、基準設定がよくわかりません。確かに、医療費が無料であれば安心して子育てができるかもしれませんが、ちょっとしたことで医者に行ったり病院に行く人が増加し、医療現場へのさらなる負担や医療費増は必至であります。消費増税反対しながら、ばらまきのような政策

を出すというのは、何も考えていないに等しいと考えております。

収入と支出のバランスや、市民サービスを今だけでなく将来へもつなげることの重要性を踏まえまして、この陳情に反対とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、7番、杉浦辰夫議員。

〔7番 杉浦辰夫 登壇〕

○7番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情、陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情、陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情、以上3つの陳情について、市政クラブを代表して反対の立場にて討論させていただきます。

陳情第10号ですが、陳情項目の2項目めに、医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすことと人員増を求めています。本来求められることは医療に携わる人材の定着とその育成です。例えば、医療面では医療スタッフが相互に連携し、業務分担を図るチーム医療の推進や医療クラークなどの補助職の活用、労働面では労務管理者の育成や資質向上などの取り組みが求められています。現に就業している医療スタッフの定着の推進や離職の防止に重点を置いた対策を進めることが大切です。

以上のことから、大幅増員のみ視点に置いたこの陳情に反対します。

次に、陳情第11号ですが、介護職の処遇改善について、国は介護報酬の改定などによりさまざまな取り組みを行っており、徐々にその成果もあらわれてきていると認識しています。また、来年度の改定では、処遇改善加算を継続した上で、さらなる上乘せも検討されている。

しかしながら、本来、介護職を含めた介護従事者の処遇改善を含む労働条件の決定については、労使間の自立的な話し合いのもと決定されるべきものである。よって、この陳情に反対します。

次に、陳情第12号ですが、大幅に増員するだけでなく、現に就業している医師や介護職員の定着促進や離職防止に重点を置いた対策を進めることも大切です。資格を有していながら一旦退職された方の再雇用の仕組みなど、潜在的有資格者の活用を図る必要があります。

ハローワークの連携や短時間正社員制度の活用など、確保の支援策から始めることも必要で、大幅増員のみに着目した本陳情には反対します。

以上、陳情第10号、第11号、第12号への反対討論とさせていただきます。

〔7番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、日本共産党を代表して、陳情第15号 創業支援強化についての陳情について反対の立場で討論を行います。

競争力強化法で新設された企業実証特例制度、企業特区は、企業単位で規制緩和を認めるという異常な制度です。企業が新しい分野の商品開発などをする場合、ある規制が開発の邪魔になっていると企業が申し立てれば、その規制の撤廃を特例的に認める仕組みです。その規制撤廃が多くの企業にも有益と判断されれば全国規模に拡大することもあるとしています。

茂木元経産相は、労働時間など労働法制の規制緩和もあり得るとの立場を示しています。社会保障制度の公的保険に隣接する分野、介護の事業などでも企業が安心して進出できるグリーゾーン解消制度もつくるという問題もあると考えます。1999年に導入され、電気産業分野で18万人もの労働者のリストラ強行にお墨つきを与えた産業活力再生法の仕組みも継承、強化する法律です。こうした競争力強化法の中の創業支援制度ですので、労働法制などの規制緩和を盛り込まれるおそれがあるので、本陳情には賛成できません。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、14番、内藤皓嗣議員。

〔14番 内藤皓嗣 登壇〕

○14番（内藤皓嗣） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援についてと陳情第15号 創業支援強化について、この2点について、市政クラブを代表し、賛成の討論をさせていただきます。

初めに、陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援について、陳情書の2にあります地域資源を活用した事業支援については、地域経済の活性化には、地場産業である瓦産業が安定して継続していくことは必要不可欠と考えます。今議会に議員提案により上程いたしました高浜市みんな三州瓦をひろめよう条例の前文では、三州瓦は古くから日本の建築において主要な役割を果たし、高浜市における発展の礎となって地域経済の成長を支え、高浜市の伝統文化に係る理解を深めるとして、その意義を一層高めるとともに豊かな市民生活の実現に重要な役割を担ってきた。私たちは、三州瓦が郷土の産業であることに誇りを持ち、三州瓦の積極的な利用に努めることにより、高浜市の窯業及び伝統文化に対する理解の増進並びに伝統技術の継承を図り、三州瓦の振興を通じた地域経済及び地域社会の活性化を推進するためにこの条例を制定するとしております。よって、引き続き地場産業の継続・安定化に向けた施策等への支援、配慮については、この条例と合致するものでありますので、賛成であります。

また、3番の積極的な企業誘致の推進については、現在、高浜市では企業の流出防止や優良企業を誘致するため、高浜市産業立地の促進に関する条例、高浜市企業誘致等に関する条例、高浜市企業再投資促進補助金交付要綱といった支援策を推進しております。その目的は、やはり地域経済の活性化と雇用の確保であります。よって、本陳情にあります地域経済の活性化と雇用の確保の面から、企業誘致の積極的な推進要望と合致しますので、賛成いたします。

このほか陳情項目においても、市の取り組みもあり、また理解するところでもありますので、賛

成であります。

次に、陳情第15号 創業支援強化については、陳情書にあります創業支援事業はたかま経営塾に対する助成、高浜市創業支援資金の利子補給、高浜市空き店舗活用創業支援事業補助金について高浜市商工会の協力のもと進めてきております。こういった創業支援施策は、地域の活性化に向けて継続的に実施していくことは必要不可欠と考えます。

また、平成26年1月2日に産業競争力強化法案が施行され、この法律の中では、創業期、成長期、成熟期、停滞期といった事業の発展段階に合わせた支援策により産業競争力を強化していくとしております。本陳情にあります国の創業支援制度は、この創業期における支援策で、地域における創業を促進するため、市町村が中心となり、民間事業者等と連携し、創業者に身近な場所に支援体制を整備する取り組みを支援することであり、この支援を受けるためには、地域の創業を促進するため、市が民間の創業支援事業者と連携してワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する創業支援事業計画について、国が認定することとしております。

よって、本陳情にあります創業支援事業計画の策定は、本市における創業を促進するため、高浜市、高浜市内金融機関、商工会が連携を強化し、国の創業支援制度を有効に活用して創業者の身近な場所での支援体制を構築していくことであることから、本陳情については賛成といたします。

以上で賛成討論を終わります。

[14番 内藤皓嗣 降壇]

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、採決の順序についてあらかじめ説明をいたします。本案については、総務建設委員長より修正案が提出されていますので、初めに修正案を採決し、次に修正部分を除く原案について採決をいたします。なお、修正案が否決の場合には、原案についてお諮りいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議案第62号に対する修正案について、総務建設委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第62号に対する修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く議案第62号原案について、各常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第62号は修正部分を除く原案について可決いたしました。

次に、議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
次に、陳情第8号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 生活保護・介護など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第11号 介護従事者の処遇改善を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第13号及び陳情第14号の審査の過程におきまして趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、陳情第13号及び陳情第14号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いをいたします。

陳情第13号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立なしであります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、陳情第13号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、陳情第14号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 創業支援強化についての陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、陳情第15号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第2 公共施設あり方検討特別委員会の報告についてを議題とし、公共施設あり方検討特別委員長の報告を求めます。

公共施設あり方検討特別委員長、北川広人議員。

9番、北川広人議員。

[公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 登壇]

○公共施設あり方検討特別委員長（北川広人） 議長の御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。報告は第7回委員会と第8回委員会についてであります。

第7回委員会は去る10月27日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、委員会を開催しました。その経過について御報告いたします。

報告及び連絡事項としまして、当局より、募集事項において、9月29日を期限とし、2つのコンソーシアムから参加表明書が提出され、それぞれの応募者の財務状況、不適格事項等を審査し、

参加資格に適合していることから、10月15日、参加資格の確認結果を郵送にて送付した。今後は、この2つの応募者から11月28日までに事業提案書を受け付けることになるとの報告がありました。

次に、公共施設あり方計画（案）地区説明会のアンケート調査の集計結果についての報告では、5小学校区全体で146名の方々に御参加をいただき、このうち113名、77%の方にアンケート調査の御協力をいただいた。今回の地区説明会は、計画の全体像、市の今後の取り組みの方向性を示し、市民の皆様の御理解をいただくというものであったとのこと。また、今後、全ての公共施設を今後も維持更新するためには巨額の財政負担が必要になります。次世代への負担を軽減するためには公共施設の計画的な複合化や集約化などが必要になると想定されますが、そのことに対してあなたはどのように思いますかのアンケートの問いに対して、89%の方が、複合化や集約化を図ることで公共施設の効果的な活用を進めるべきとの回答をいただき、おおむね御理解を得られたものと捉えているとのことでした。

次に、学校施設検討部会ワークショップの概要についての説明をいただきました。ワークショップの開催は、高浜小学校と周辺の公共施設との複合化について、地域の方々や利用者の皆様と行政とが一緒になって意見交換を行い、その検討結果等を今年度策定する高浜小学校整備検討方針に反映していこうというものであり、ワークショップの参加予定者は、学校関係者、地域団体、公共施設関係団体、行政の構成となっているとのことでした。また、ワークショップのスケジュールについては、第1回を10月27日の午後7時から市役所において開催し、以降、第2回目は11月末の開催を予定しているとのことでした。

次に、学校施設の複合化の先進市視察についての報告がありました。その内容は、去る10月15日に滋賀県近江八幡市の金田小学校に複合化の先進事例とのことで、視察概要の報告をいただきました。今回の視察の目的は、高浜市公共施設あり方計画（案）において、高浜小学校は本市における複合化施設のモデルとして施設の建てかえを実施すると位置づけられている。そのため、先進事例を視察することにより、学校施設とその他の公共施設の複合化の考え方や学校と地域とのかかわり、また、セキュリティの確保などの観点を具体的な検討の参考にしていきたいと考えているとのことでした。報告事項、そして協議事項に対しまして質疑があり、答弁をいただきました。

続きまして、第8回委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月15日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、委員会を開催しました。その経過について御報告をいたします。

報告及び連絡事項としまして、当局より、市庁舎の整備事業募集に係る事業提案について報告をいただきました。事業提案については募集要項において定めた受付期限11月28日に、今回参加表明のあった2つのコンソーシアムから事業提案書が提出され、12月8日午前10時から高浜市役所本庁舎整備事業者選定委員会を開催し、それぞれの提案のプレゼンテーションを行うとともに、

選定委員会委員からの質疑を行ったとのことでした。提案された内容は、いずれも現庁舎敷地を活用しての新築というもので、具体的内容については、現在、審査段階ということで、公表は控えさせていただきたいとのことでした。また、今後のスケジュールは平成27年1月7日に選定委員会を開催し、優秀提案の選定を行う。その後、事業者と調整を行い、現段階では予定ではあるが、選定された選定内容のプレゼンができればと考えているとのことでした。また、事業者との基本協定締結の前に臨時会の開催をお願いしたいとのことでした。

次に、高浜小学校建てかえに係る学校施設の複合化について、10月23日に半田市立成岩中学校、11月17日に埼玉県吉川市立美南小学校を視察し、その報告をいただきました。

まず、半田市立成岩中学校体育館の報告は、中学校の体育館を社会体育施設として共同利用しています半田市の成岩中学校の体育館を視察した報告で、目的としては、この先進事例を視察することにより、体育施設を学校と地域とでどのように共同利用が可能なのか、また、学校は災害時の防災拠点となるので、その核となる学校体育館について、セキュリティーの確保などの観点を具体的に検討する際の参考にしていきたいとのことでした。

次に、11月17日に、埼玉県吉川市に複合化施設の小学校の先進事例の視察との報告でありました。

この視察の目的としては、あり方計画において、学校施設とその他の施設の複合化の考え方や学校と地域とのかかわり、また、セキュリティーの確保などについて、高浜小学校の建てかえに係る参考事例としての視察をしてきたとのことであります。

報告事項と協議事項に対して委員より質疑があり、答弁をいただきました。

最後になりますが、今後のスケジュールに関して、あくまで予定ということでの確認となりますが、来年1月7日に高浜市役所本庁舎整備事業者選定委員会が開催され、最優秀提案が決定されれば、その後に公共施設あり方検討特別委員会で決定事業者さんにプレゼンテーションをしていただき、それから基本協定の内容を行政と事業者さんで進め、それを公共施設あり方検討特別委員会に諮り、2月の中旬までには庁舎の賃借に係る20年間の内容になる債務負担行為の補正予算の議決をいただくための臨時会の開催をお願いしていきたいとのことでした。

以上が、公共施設あり方検討特別委員会の概要でございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 労働者の安定的な雇用の確保及び処遇の改善についての意見書、

これを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、労働者の安定的な雇用の確保及び処遇の改善についての意見書（案）についての理由の説明をさせていただきます。

なお、意見書（案）の案文の朗読をもって提出理由とさせていただきます。

我が国は、働く者の約9割が雇用関係の下で働いており、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本の経済の持続的な成長のために不可欠である。

本年1月に、厚生労働省の労働政策審議会において、労働者派遣制度の改正についての報告書がまとめられ、これを踏まえて、労働者派遣法の改正法案が通常国会に提出されたところである。

この改正法案では、派遣を「臨時的・一時的な労働」とする原則は維持した上で、企業の派遣受入れ期間の上限を撤廃することにより、企業が派遣労働をしやすいとともに、派遣労働者のキャリアアップや直接雇用の推進を図ることで、雇用の安定と処遇の改善を進めることとしている。

しかしながら、これまで一部の業務に限られていた3年を超える派遣労働者の受入れが、労働者を交代させれば全ての業務で可能となることから、派遣労働の拡大によって雇用が不安定になるのではないかといった懸念も示されている。

よって国におかれては、労働者の安定的雇用の確保及び処遇の改善を図るため、今後も、労働政策審議会における労使双方からの多様な議論を尊重するとともに、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、皆様方、趣旨に賛同いただき、何とぞ賛同いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

意見案第8号 労働者の安定的な雇用の確保及び処遇の改善についての意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、意見案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、挨拶。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成26年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月2日から本日19日までの18日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意2件、承認2件及び議案12件のうち、1件につきましては、慎重なる御審議の上、議会の御意思をいただき、そのほかにつきましては、原案のとおり、御意見、御同意、御承認あるいは御可決を賜り、まことにありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、本年10月、日本にとって、とりわけここ愛知県にとって、新聞の一面を大きく飾る大変明るいニュースがございました。名城大学の赤崎 勇教授、名古屋大学の天野 浩教授、そして、アメリカ・カリフォルニア大学の中村修二教授の3人がノーベル物理学賞を受賞するというものであります。その受賞理由は、非常に強い輝きでありながら環境に優しく、省エネルギーでもある白色の光の実現につながる青色発光ダイオードを発明したというものであります。

85歳と御高齢でもある赤崎教授は、20世紀中には不可能とさえ言われた青い光を放つLEDを天野教授とともに発明をし、照明に革命をもたらし、これからの未来を大きく変える可能性を秘めた大変な偉業をなし遂げられました。

また、先月には、トヨタ自動車の世界に先駆けて燃料電池車「MIRAI」を発売するという報道がなされました。来るべき水素社会の実現に向けてトヨタが一石を投じる役割を果たすべきだという確固たる志のもとで開発をされ、石油ばかりを使っている日本の現状、現代の状況を見直す契機になるとともに、日本が石油エネルギーに依存しない、水素社会に転換をしていくターニングポイントとなる自動車であります。

これらに共通することは、先の将来を見据え、おのれの信じる道を夢を持って果敢に挑んでい

く強い決意であり、このことは、本市の行政運営においても極めて重要であり、大切に受け継いでいかなければならないものであると認識をいたしておるところであります。

今月、1年の世相を一文字であらわす漢字が「税」と発表されました。これは、多くの人の税に対する目が非常に厳しいということを改めて示しているものであります。行政として、市民の方々への説明責任を十分に果たし、本市の貴重な財源である税の適正かつ効果的な配分に、より一層努めていかなければならないものと認識をし、本市の将来都市像である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向け、今後とも全力で邁進をいたす所存でございます。

終わりになりますが、本年も残すところ、あとわずかになりました。間近に迎えます新しい年が、本市にとりましても、また、皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これをもって、平成26年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る12月2日以来、本日までの18日間にわたり、議員各位におかれましては、終始御熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日、ここにその全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。

御苦労さまでございました。

午前11時51分閉会
